

令和6年度定期監査（第2回工事監査）の結果に関する措置等について

（令和6年11月28日現在）

1 監査の期間 令和6年7月1日から同年9月25日まで

2 監査対象年度 令和6年度工事等（令和6年3月から同年5月までの工期）

3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>鹿児島港第二バース可動橋油圧配管改修工事において、船舶局が調達したオイルフィルターの耐圧が不足したことにより油漏れが生じ、可動橋が動かなくなり、桜島フェリーの運航に支障をきたす事案が発生したが、これは組織的なチェック体制が機能しなかったことが大きな原因である。</p> <p>桜島へのアクセスとして重要な役割を担う桜島フェリーの安全かつ快適な運航に係る施設であることから、設備の仕様等を十分に把握するとともに、内部統制に対する意識の醸成、ノウハウの継承による組織力の強化に一層努められたい。</p>	<p>船舶局 船舶運航課</p>	<p>組織的なチェック体制については、複数の職員によりチェックシートを活用する（二重チェックの実施）など、チェック体制の強化に努める。</p> <p>また、航路附属施設の故障時等におけるリスクに対応するため、初動対応マニュアルを策定し、関連部署等へ周知を行うなど、必要な措置を講じる。</p>